

令和３年度「医療費のお知らせ」について

「医療費のお知らせ」の発行は２ヶ月に１回発行し、送付しております。

※「健保からの給付金」がある方は、給付のある月に発行し、送付しております。

「医療費のお知らせ」を医療費控除に活用する場合、令和３年１１月・１２月診療分については、令和４年３月に「医療費のお知らせ」を発行送付予定のため、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に追加して添付する必要があります。領収書の保管をお願いします。

※医療機関からの請求は、受診月の２カ月後に健康保険組合に到着します。

当組合で審査後決定となるため、「医療費のお知らせ」の発行を早める事はできませんのでご了承下さい。

※「医療費のお知らせ」の再発行はできませんので、大切に保管して下さい。

<医療費のお知らせ発行スケジュール>

令和３年	１月・	２月診療分	令和３年	５月発行	５月送付済み
令和３年	３月・	４月診療分	令和３年	７月発行	７月送付済み
令和３年	５月・	６月診療分	令和３年	９月発行	９月送付済み
令和３年	７月・	８月診療分	令和３年	１１月発行	１１月送付予定
令和３年	９月・	１０月診療分	令和４年	１月発行	令和４年１月送付予定
令和３年	１１月・	１２月診療分	令和４年	３月発行	令和４年３月送付予定

※医療機関からの請求が月遅れの場合の診療分は、「医療費のお知らせ」も月遅れで記載されます。

<医療費控除の確定申告について>

- 「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。なお、医療費控除の対象となる支出で、本通知書に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。（この場合、医療費の領収書は確定申告期限から５年間保存する必要があります。）
- 「あなたの支払額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合があります。
（公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成の対象の場合など）
こうした場合には、「あなたの支払額」欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告いただく必要があります。
- 医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。